

東京港の公共ふ頭における撮影(商業撮影)について

【注意点】

東京港の公共ふ頭は、船舶等の港湾荷役作業や旅客の乗降のための施設です。船舶等が接岸していない場合や荷役作業、旅客の乗降が行われていない場合に限って、特定のふ頭の一部で撮影を認めています。船舶等の接岸が確定するのは、船舶等接岸予定日の前日(月曜日の予定は前週の金曜日)の午後となりますので、撮影予定日に船舶等の接岸がある場合には、撮影できません。また、気象等により、撮影当日に船舶等のスケジュール変更がある場合には、撮影日当日であっても撮影の許可を取り消させていただく場合があります。港湾の特殊性を御理解のうえ、撮影の検討と申請をお願いします。

なお、申請にあたっては、撮影内容等を審査させていただきますので、事前に各ふ頭担当まで御相談くださいますようお願いいたします。

【1 許可にあたっての具体的な要件】

(1) 許可しない撮影内容・方法

- ア 火気、爆発物を使用する内容
- イ 大音響、大音量を伴うもので、周辺に悪影響を及ぼす恐れのある内容
- ウ 撮影の対象物として、車両を走行させる行為が伴う内容
- エ 工作物又は重量物の設置や大きなスペースを占拠する内容
- オ 著しく公序良俗に反すると認められる内容、又は東京港の大幅なイメージダウンにつながると想定される内容及び安全性の確保の観点から不相当と認められる内容

(2) 立入りを認める方について

撮影時に立入りを認める方は、撮影に直接関係する方(タレント、撮影スタッフ等)として事前に審査された方のみで、一斉入場及び一斉退場できる方に限ります。見学者等は一切認めません。

(3) 車両について

撮影のためふ頭内に入場する車両は必要最小限とします。

(4) 撮影できる時間

- ア 撮影時間は、平日(開庁日)の9時~17時(撤収及び入退場時間を含む。)に限ります。
- イ 閉庁日(土曜、日曜、祝祭日、年末年始)の撮影は許可しません。

(5) 撮影許可申請について

事前に内容の審査を終えた上で、撮影予定日の前日の午前中までに、撮影許可申請を行ってください。

※許可の可否については、船舶等の接岸予定の確定の都合上、前日の14時以降の判断となります。

なお、港湾施設の特殊性から撮影当日の気象等により、船舶等のスケジュール変更がある可能性があります。

この場合、撮影許可の取り消しにより発生した損害については、一切の補償を行いませんので、その旨合意の上、撮影の申し込みを行ってください。

(6) その他

複数の申し込みが重複した場合は、先に申し込みがあったものを優先して取扱います。(ただし、内容が相当と認められた申し込みに限ります。)

【2 撮影時の留意点】

(1) 撮影時は、交付された撮影許可書を必ず携帯してください。

(2) 撮影時に都の施設が損傷を受けた場合には、原因者の負担により原状回復を行っていただきます。

(3) 撮影行為によって発生したゴミ、廃棄物等は、必ず撮影者側で撤去・片付けを行い、事後の清掃を徹底してください。ふ頭内での喫煙は厳禁とします。

(4) 撮影に要する電源は、撮影者側にて御用意ください。ふ頭内電源設備等の使用はできません。

(5) 撮影時は、他の施設利用者等に迷惑が及ばないように十分配慮をし、また、必要に応じて他の施設利用者等へ撮影を行っている旨周知をしてください。

(6) 撮影時に近隣や施設利用者から苦情が寄せられた場合には、直ちに音量の低減や車の移動等適切な対応をし、その旨担当者へ報告をしてください。

【3 不正行為等を行った撮影者に対する取扱い】

以下に掲げる不正行為又は不誠実な対応を行った撮影者については、今後、公共ふ頭での撮影は許可いたしません。

(1) 撮影によって都の施設を損壊したにもかかわらず、原状回復の指示に応じようとしないうる方

(2) 撮影の申請を行い都の許可を得たにもかかわらず、何の連絡もなく一方的にキャンセルした方

(3) 申請手続を行わず撮影を行った方又は許可を受けた範囲以外の場所で撮影を行った方

(4) 近隣や施設利用者からの苦情申し立てなどの緊急の場合において、撮影中止を含む都の指示に従わず、撮影を強行した方